

名古屋 青色だより

第188号

令和3年10月20日

発行 名古屋西青色申告会
広報部 部長 福島 保
名古屋市西区花の木1-10-13
電話 052(522)5216

税務署長の「挨拶」



名古屋西税務署長

三輪 三津雄

名古屋西青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋西税務署長を拝命いたしました三輪三津雄です。前任の笠井同様、よろしくお願い申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、御家族を含めた皆様方や皆様の事業に

多大な影響を受けられていることに対し、心からお見舞い申し上げます。

貴会におかれましては、昭和29年の結成以来、申告納税制度の本旨を十分に御理解いただき、青色申告の普及と適正申告の推進に向けた献身的な取り組みにより納税道義の高揚に多大な貢献をされており厚く御礼申し上げます。

特に、記帳確認や各種研修会及び記帳指導など適正申告や期限内納税の

広報、確定申告会場における青色勧奨など社会性・公益性のある活動を展開されていることに、深く敬意を表する次第であります。

私も税務署といたしましても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、e-Taxをはじめとした、ICTを活用した「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱とする「スマート税務行政」の実現に向け、各種施策に取り組んできたところであります。

また、一般のコロナ禍を機に、デジタル時代にふさわしいビジネスの在り方に変わるという、デジタルトランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で再認識される中、国税組織においてもデジタル技術を活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを進めることになり、添付書類も含めたe-Taxの普及などとあわせて取り組んでいくこととなります。

令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度につきましては、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。インボイス制度の円滑な導入に向けて、事業者の皆様に制度の理解を深めていただいた上で、皆様の事業の実態にに応じた対応や準備を進めていただけるよう周知・広報や相談対応に取り組んでまいります。

つきましては、信頼される税務行政の執行に向けて、会員の皆様と十分な意思疎通を図り、これまで築いてまいりました良好な信頼・協調関係をより一層発展させていきたいと考えておりますので、引き続き、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な中ではあります。が、名古屋西青色申告会のますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます）。

詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。か、最寄りの税務署（所得税担当）にお問合せください。

【国税庁HP＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞所得税（個人の確定申告書等の作成はこちらから）＞個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について】

会員特別研修会 開催

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止にしました会員特別研修会を、本年は感染予防対策をして左記のとおり開催します。

日時 11月16日（火）
14時から
場所 西区生涯学習センター
第2集会室
定員 20名

新型コロナウイルス感染症対策として、例年より定員数が少なくなっておりますが、皆様の参加をお待ちしています。

今年の研修テーマは、令和3年10月から登録申請が始まる「インボイス制度」です。インボイス制度は令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の適用を受けるための「適格請求書（インボイス）」の発行事業者の登録を受ける制度のことです。

また、税務署長の講話も併せて予定しています。
申し込み方法など詳細は、配布物でご確認ください。

名古屋西税務署定期人事異動（令和三年七月十日付・関係分）

転入者	発令事項	前勤務部署等
三輪 三津雄	署長	名古屋国税局 課税第二部 筆頭酒類業調整官
杉井 一彦	個人 第一統括官	高山 第一統括官
佐橋 智樹	個人 第二統括官	岡崎 第二統括官
八神 安国	個人 第三統括官	名古屋西 第二統括官
児玉 憲幸	個人 第四統括官	名古屋西 第三統括官
山田 一喜	個人 記帳指導担当	名古屋西 上席
転出者	発令事項	名古屋西在職時
笠井 寿士	退職	署長
森田 信勝	退職	個人 第一統括官
竹中 弘貴	退職	個人 第四統括官
須藤 雅伸	退職	個人 記帳指導担当

お給料を出している事業所は、 年末調整が必要です！

（従業員給与 専従者給与）
（2021年分のお給料が0円でも、専従者給与の届出を提出している事業所は、給与支払報告書、納付書、法定調書合計表の年末調整書類の提出が必要です）

青色申告会での指導は、12月13日（月）から翌年1月20日（木）まで行います。

（21日以降は有料指導になります）

お持ち物等の詳細は、次月の配布物「年末調整のお知らせ」をご覧ください。

令和3年10月～令和4年1月 行事予定

10月	14日	山田地区記帳確認(13:15～)
	19～21日	減価償却講習会
11月	7日	税の広場
	11日	広報車出発式(9:30～)
	16日	会員特別研修会
12月	13日	源泉・年末調整指導開始
	16日	山田地区源泉指導(10:15～)
1月	21、24日	決算講習会(手書き)
	25日	山田地区決算指導会(10:15～)
	26、27日	決算講習会(ブルーリターンA)
	28日	決算無料指導開始(2月初旬まで)

年末年始のご案内

休業日 12月28日(火)～1月4日(火)
年始営業 1月5日(水)～

新型コロナウイルス感染症の影響により、変更の可能性があります

訃報のお知らせ

当会事務局長 間宮弘隆 儀

かねてから病氣療養中のところ

去る七月二〇日に永眠いたしました

ここに故人が生前中賜りましたご厚誼に

対し 深く感謝申し上げます

なお 通夜 葬儀告別式につきましては

故人の遺志に従い 近親者のみにて相済

ませました

略儀ながら 謹んで右ご通知申し上げます

ます

令和三年十月二十日

名古屋西青色申告会

会長 山田 秀夫

弔問をご希望の会員様は 事前にご親族様

国税局 税務署 青色申告会合同研究会

9月30日に開催予定でした「国税局・税務署・青色申告会合同研究会（市内ブロック）」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、愛知県に緊急事態宣言が发出されたことにより、規模を縮小して11月24日に開催延期になりました。

今年の研究テーマは「会勢拡大（会員増強・体制強化等）」と青色申告特別控除改正の現状と今後の指導についてです。

例年、各会、各税務署担当官の活発な討議と質疑応答が行われ、活力にあふれた有意義な研究会です。

今後も青色申告会は、より税務署との協力関係を充実し、合同研究会の成果を会員の皆様への指導に反映してまいります。

事務局人事

10月1日より、税理士会名古屋西支部所属の平尾 亜矢子先生が名古屋西青色申告会の事務局に加わるようになりました。基本的に毎週木曜日に税務相談などを担当されます。

また、平尾先生は、過去に南押切支部の決算指導を担当しておりました。

事務局の役職変更は右表になります。

氏名	新役職	前役職
長谷川 智仁	事務局長	副事務局長
平尾 亜矢子	副事務局長	新規着任

令和5年10月から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下、免税事業者等といいます）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページの「（消費税）インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

会員増強運動実施中！



新規入会者をご紹介
いただいた会員様には
3,000円分の
商品券を贈呈！

※お問い合わせは
事務局までお願いします。

青年部 女性部では 部員
を募集しています。
交流会 お茶会 昼食会な
ど 様々な行事で 活動し 個
人事業に係る部員同士の親
睦を深めています。
皆様も参加しませんか？

青年部
女性部
部員募集

ホームページ・リンク募集！

当会ホームページでは、会員紹介ページをご用意しています。
リンク掲載は無料！

ホームページをお持ちの会員様 ぜひご活用ください！

詳細については、会員紹介ページをご確認いただくか、事務局までおたずねください。

URL : <http://www.meiseiao.com/syukai.html>

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や
災害時などに事業資金等の貸付けが
受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等
滞納の差押え以外は差押禁止債権とし
て保護されます。

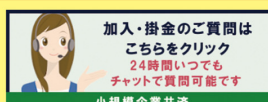
※ 詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための
退職金制度です！

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

小規模企業共済



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構